

美波町地域づくり推進条例の一部を改正します

太陽光発電システム設置事業（環境対策支援事業）の補助金額が変更となります。

美波町地域づくり推進条例に係る環境対策支援事業（太陽光発電システム設置事業）について、美波町の財政状況や国の太陽光発電システムに関する補助等最近の情勢を鑑み、次のとおり補助金額の見直しを行いました。

	環境対策支援事業 (太陽光発電システム設置事業)	
	補助金額	※限度額
新 (4月1日以降)	7万円 (1kwあたり)	30万円 (約4.29kw)
旧	10万円 (1kwあたり)	50万円

平成22年度の太陽光発電システム設置事業補助金は、4月1日から受け付けています。詳しいことは、役場総務企画課（☎77-3611）まで。

第4回 美波町長杯壮年野球大会

3月14日・21日の2日間、町内2会場において14チーム(町内2チーム)が参加し、第4回美波町長杯壮年野球大会が開催され、日和佐名球会は決勝戦に進出したものの惜しくも準優勝に終わりました。

決勝戦 日和佐名球会 0-5 勝浦クラブ
(由岐神風 抽選で1回選惜敗)

第17回B&G財団会長杯争奪家庭婦人バレーボール由岐大会

期日 3月14日(日)
場所 由岐B&G海洋センター

予選Cゾーン 日和佐体協 2位 (1勝1敗)
予選Dゾーン 由岐Vクラブ 2位 (1勝1敗)



◆ 阿部診療所からのお知らせ

◎ 4月からの診療日と医師の変更について

毎週水曜日、14時～16時の古川宣明医師の診療は終了し、毎週木曜日、10時～12時の児玉一郎医師の診療に変わります。

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）

設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】

海部消防組合 総務課 予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所 予防係 ☎0884-77-0999